

北名古屋市監査公表第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第 12 項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和元年 11 月 21 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

3 1 北学第 6 8 8 号

令和元年 1 1 月 1 9 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 大 野 厚 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年 1 0 月 2 5 日付け 3 1 北監第 6 8 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<学校教育課：小中学校>

1 【指摘事項】

現金の保管は、使途や金額等を明確にするとともに長期間の保管をしないようにすること。

2 【措置状況】

指摘事項については、使途と金額を明確にして保管し、速やかに入金等の手続きを行います。